正職員を追加募集

4月採用　非常勤嘱託職員も

市・教育委員会は、平成27年4月に採用する正職員・非常勤嘱託職員を募集します。

市民のために考え行動できる、熱意と使命感あふれる人を求めます。京田辺市の未来を切り拓きませんか。

募集職種・資格など＝下表のとおり

申込方法＝試験案内を確認し、申込書を書いて、写真（申込前6カ月以内撮影、正面・脱帽・上半身、縦4㎝×横3㎝）を貼り、必要な免許証などの写しを添えて、本人が持参してください。郵送・代理人による提出は受け付けできません。

採用日＝4月1日

非常勤嘱託職員	受付期間　1月5日(月)～10日(土)・13日(水)・14日(水)
資格	昭和26年4月2日以降に生まれた人（定年65歳） ※職種により資格などが必要です
募集人数	各若干名
試験日	1月25日(日)

市が募集する職種

一般事務、保育士、保育所・児童館保育等パート、児童厚生指導員、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、医療事務、家庭相談員、管理栄養士、土木施工管理技士1級、就労支援員、給食調理師、環境衛生技術員、用務員、宿日直員

教育委員会が募集する職種（職務内容）

幼稚園教諭・支援員（預かり保育、3歳児・特別支援補助）、管理栄養士、給食調理師、学級運営補助員（小学校1年生補助）、特別支援教育支援員（小・中学校）、看護師、留守家庭児童会指導員・代行指導員、図書館業務補助、野外活動指導員、用務員

正職員	受付期間　1月5日(月)～10日(土)
職種・資格	▼**事務職員**＝昭和59年4月2日以降に生まれた人 ▼**技術職員（土木）B**＝昭和54年4月2日以降に生まれ、高等学校・高等専門学校・大学などで土木の専門課程を修了した人（修了見込みの人を含む） ▼**技術職員（土木）C**＝平成7年4月2日以降に生まれ、高等学校で土木の専門課程を修了した人（修了見込みの人を含む） ▼**技術職員（建築）**＝昭和54年4月2日以降に生まれ、1級建築士の資格を有する人
募集人数	**事務職員**＝6人程度 **技術職員（土木）B**＝若干名 **技術職員（土木）C**＝若干名 **技術職員（建築）**＝若干名
第1次試験日	1月18日(日)

市が募集する職種

一般事務・男女共同参画アドバイザー・生活保護面接相談員・生活保護就労支援員・発達相談指導員・給食調理師・児童厚生員・主任介護支援専門員・農業指導員・土採取等技術指導員

教育委員会が募集する職種

留守家庭児童会主任指導員

試験案内・募集要項はインターネットからダウンロードできます。

京田辺市　職員募集　検索

申込・問合せ先　市が募集する職種＝職員課（☎64-1324）
教育委員会が募集する職種＝教育総務室（☎64-1391）

可燃ごみの処理 共同化へ

環境・資源循環・コストを重視

市では、今後のごみ処理施設の整備のあり方について、次のポイントを重視して検討を進めてきました。

環境保全性＝ダイオキシン類などの削減ができるか

資源循環性＝焼却に伴う熱を、発電などに有効利用できるか

安定稼働性＝長期間にわたり、ごみを確実に安定して処理できるか

経済性＝建設・維持管理費などの削減ができるか

検討の過程では、ごみ減量化推進審議会に意見を求め、市単独での処理に比べ、広域処理を行う方が優位性が高いとの答申を受けましたので、こうした内容を含めた「ごみ処理施設整備基本構想（案）」を策定しました。

これらの経過を基に、12月19日には石井明三市長と枚方市の竹内脩市長が、環境衛生センター甘南備園と枚方市の穂谷川清掃工場第3プラントの建て替え方針などについて協議しました。

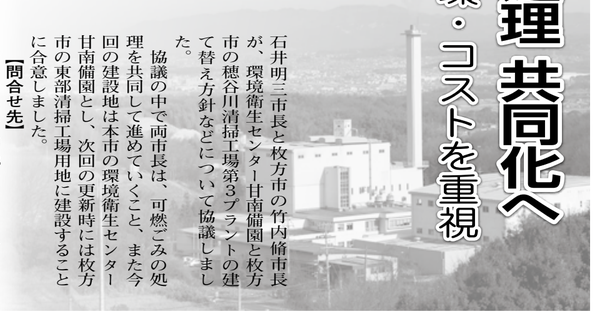

協議の中で両市長は、可燃ごみの処理を共同して進めていくこと、また今回の建設地は本市の環境衛生センター甘南備園とし、次回の更新時には枚方市の東部清掃工場用地に建設することに合意しました。

【問合せ先】
清掃衛生課（☎68・1288）

老後だけじゃない！国民年金

人生の「万が一」をサポート

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気・けがで重い障がいが残ったときも年金が支払われる制度です。

20歳から60歳までの人は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら必ず加入しましょう。なお、勤務先で厚生・共済年金に加入している人を除きます。

国民年金保険料（平成26年度）＝月額1万5千250円

手続先＝▼**学生・自営業者など**…市役所・年金事務所▼**会社員・公務員に扶養される配偶者**…会社員・公務員の勤務先

納付方法＝日本年金機構から送られる納付書で納付してください。口座振替・クレジット納付・電子納付などもできますので、お問い合わせください。

【保険料の納付猶予・免除も】
学生など収入が少なく保険料を納付できない人には、納付猶予・免除の制度があります。

保険料の未納が続くと、老齢・障害年金が受給できなかったり、将来受け取れる年金額が少なくなる場合がありますので、必ず申請してください。

【申請・問合せ先】
▼市民年金課（☎64・1333）▼京都南年金事務所（☎075・643・2547）

病児保育2カ所に

1月16日から　新田辺駅前でも

市は、仕事などで家庭での保育が難しいときに病気の子どもを預かる病児保育を、1月16日(金)から新たに近鉄新田辺駅前の田辺中央病院（やすらぎ保育園）に委託します。

市内で病児保育を行う施設は、浜口キッズクリニックに加え2カ所目となり、安心して子育てできる環境の充実を図ります。

対象・利用日など＝下表のとおり

問合せ先＝子育て支援課（☎64・1376）

委託先	田辺中央病院（やすらぎ保育園）	浜口キッズクリニック
所在地	田辺中央六丁目1番地6	松井ケ丘三丁目1番地9
対象	病気・けがなどで通常の保育が難しい生後6カ月～小学校4年生（医師が利用できないと判断した場合を除きます）	
利用日	月～金曜日（祝日・年末年始などを除きます）	
利用時間	午前8時～午後5時30分	午前8時30分～午後5時30分
定員（1日）	6人	6人
利用料	2,000円 所得状況により減免があります	2,000円 所得状況により減免があります
利用方法	お問い合わせください（事前に医師の診察が必要です）	
申込・問合せ先	☎65-3939	☎090-8653-1581

不育症の診療費を補助

1月から　男性の不妊治療にも助成拡大

市は1月から、妊娠しても赤ちゃんが育たない「不育症」の治療費の一部助成を始めます。

また、不妊治療の助成対象を拡大し、男性の不妊治療にも新たに助成します。

平成26年10月1日以降の不育症・男性不妊治療分から助成を受けられます。

【対象者】
次のすべてに該当する夫婦
▼府内に1年以上在住し、市に住民登録している間に不育・不妊治療を受けた
▼各種健康保険に加入している

【新たに対象となる治療】
不育治療＝保険適用の検査・治療
男性不妊治療＝精巣内精子採取法・精巣上体内精子吸引法などによる手術

なお、体外受精・顕微授精には府の助成制度があります。また、事実上婚姻関係にある男女は、保険適用の検査・治療分のみ申請できます。

申請方法など、詳しくは市ホームページで確認するか、お問い合わせください。

【問合せ先】
子育て支援課（☎64・1377）

まもなく税の申告

2/16(月)～3/16(月)　必要書類の確認を

市・府民税申告と確定申告の時期が近づいてきました。申告が必要な人は早めに準備しましょう。

詳しくは、2月1日発行の「市税だより」をご覧ください。

申告期間＝2月16日(月)～3月16日(月)

問合せ先＝▼**市・府民税申告に関すること**…税務課（☎64・1317）▼**確定申告に関すること**…宇治税務署（☎44・4141）

市・府民税申告

【申告が必要な人】
平成27年1月1日現在、市内に住所がある次の人

ただし、確定申告する人・勤務先から市に給与支払報告書が提出される人を除きます。

①平成26年中に所得があった人

②同26年中に所得がなく、次のいずれかに該当する人
▼市内に住む親族の税法上の扶養親族になっていない
▼所得証明書などが必要

▼国民健康保険加入者など

【申告場所】
コミュニティホール

確定申告

【申告が必要な人】
①給与所得があり、次のいずれかに該当する人
▼年間収入金額が2千万円を超える
▼2カ所以上から給与の収入がある
▼給与・退職所得以外の所得合計額が20万円を超える

②公的年金等の雑所得のみで、所得金額が所得控除の合計額を超える人

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は確定申告は不要です。

ただし、市・府民税の申告や所得税・復興特別所得税の還付を受けるための確定申告は必要です。

③①・②以外で各種の所得合計額が所得控除の合計額を超える人など

【申告場所】
▼宇治税務署（宇治市大久保町井ノ尻60・3）
▼税務署の出張申告会場

次のとおり、税務署が出張申告会場を設けます。

日にち＝2月6日(金)・9日(月)

時間＝午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

場所＝コミュニティホール

ただし、土地・建物・株式などを売却した場合や、贈与税・相続税の申告は受け付けできません。

また、給与所得・雑所得・青色申告以外の収支内訳書が作成済みの農業所得の確定申告は、市・府民税の申告会場でも受け付けます。

申告に必要なもの

▼印鑑
▼給与・公的年金等の源泉徴収票
▼生命保険料・地震保険料などの控除証明書
▼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料などの支払金額が分かるもの
▼医療費控除を受ける人は、医療費の明細書

国民健康保険・後期高齢者医療

保険税（料）を年金天引き

市は、国民健康保険税（国保税）と後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金天引き）しています。

2月に国保税・後期高齢者医療保険料を特別徴収で納付すると、4・6・8月も2月と同額を特別徴収します。ただし6・8月は調整月のため、徴収額が変わる場合があります。

なお、次の要件を満たす人は、4月以降新たに特別徴収となる場合があります。

【対象世帯】

国保税＝▼世帯主が国保加入者▼世帯内の国保加入者全員が65～74歳▼年額18万円以上の年金を受給し、国保税と介護保険料の合算額が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超えない

世帯主が平成27年4月から同28年3月末までに75歳になる場合を除きます。

後期高齢者医療保険料＝▼後期高齢者医療の被保険者▼年額18万円以上の年金を受給し、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、天引きの対象となる年金額の2分の1を超えない

◆口座振替でも納付できます◆
特別徴収を希望しない場合は、口座振替の手続きをしてください。

手続方法＝①市内の指定金融機関に通帳・印鑑・保険証を持参し、口座振替依頼書を提出②国保医療課に同依頼書の控え・保険証を持参

1月30日(金)までに申請すると、4月分から特別徴収を申止します。

【申請・問合せ先】
国保医療課（☎64・1332、☎64・1374）

保険税（料）の納付済確認書を郵送

市は、1月下旬に国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の「確定申告用納付済確認書」を郵送します。

平成26年中に納付した保険税（料）は、同年分の確定申告や市・府民税の申告のときに、費用を負担した人の社会保険料控除として申告できます。なお、特別徴収（年金天引き）で納付した場合、社会保険料控除として申告できるのは年金受給者本人のみです。

問合せ先＝▼**国民健康保険・後期高齢者医療に関すること**…国保医療課（☎64・1332、☎64・1374）▼**介護保険に関すること**…高齢介護課（☎64・1373）